

沖縄県職員措置請求書

第1 請求の趣旨

監査委員は、沖縄県知事に対し、次の通り勧告せよ。

- 1 沖縄県知事稲嶺恵一及び国に対して、下記事業につき支出された公共工事関連費用相当額の損害賠償を請求すること。
- 2 下記事業に関して、一切の公金の支出を禁止すること。
- 3 下記事業に関し、国の埋立地を購入する契約の締結を含む一切の契約の締結を禁止すること。

【事業の概要】

事業名：中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業・臨海部土地造成事業

事業内容：泡瀬干潟及びその周辺を、国が約178ha沖縄県が約9.2ha埋立て、国の埋立地を沖縄県が購入した上造成し、造成後の土地のうち約90haを沖縄市に売却し、残部については基盤整備の上民間に売却するなどする事業

第2 請求の理由の要旨

1 環境影響評価法、公有水面埋立法等違反

泡瀬干潟は、環境省の重要湿地指定地であり、沖縄県環境管理計画でもランク に該当する重要な干潟である。この干潟に対する国および沖縄県の公有水面埋立事業では、一体の事業として国が実施した環境アセスメントが前提とされているが、同環境アセスメントは、評価の前提たる事実調査の段階で多数の貴重種が抜け落ちている、環境影響評価法が要求する環境への影響の回避・低減に対する検討が極めて不十分である、本来最後の手段であるべき代償措置が安易に採用されている、代償措置とされる藻場等の移植は現在も移植実験の成功が確認されていない、など極めてずさんなものである。したがって、上記は、法が求める環境アセスメントが実施されたものとは到底評価することはできず、国の公有水面埋立承認願に対する港湾管理者の承認は、実質的には環境アセスメントを経ずして為された違法な承認であり、同アセスメントを前提とする沖縄県の公有水面埋立免許願に対する港湾管理者の免許も違法である。

2 地方自治法、地方財政法違反

本件事業は、国による埋立地を沖縄県が約225億円で購入した上約42億円をかけて造成し、そのうちの約90haを沖縄市に対し約184億円で売却し、沖縄県において約32億円、沖縄市において約91億円の基盤整備費をかけ、それぞれ民間に売却するなどし、埋立地を交流拠点施設、海洋性レクリエーション施設及び都市機能施設等の用地として利用しようとするものである。

投資した費用については、沖縄県も沖縄市もそれぞれ埋立地の売却代金によって回収することを予定している。しかしながら、本件事業が元に行っている推計は、90年代初めのバブル期に作成されたものであって、現在の経済状況に合致しておらず、進出企業の目途は全くたっていない状況であり、このまま本件事業が続行された場合には回収不能な投資が行われることになる。

地方自治法2条14項、地方財政法4条1項などによれば、自治体の財産を投資する場合には、必要最小限の費用で最大限の効果をあげることが求められているところ、本件事業では、この法の趣旨を逸脱する違法な支出が既になされ、また、なされようとしている。

3 国及び沖縄県知事に対する損害賠償請求

前述した既になされた違法な支出は、国が実施した違法な環境アセスメントを前提とする違法な公共事業に関するものであり、沖縄県は、違法な環境アセスメントを実施した国及び当該支出をした沖縄県知事に対し、当該支出相当額につき損害賠償請求権を有しているが、その行使を怠っている。

- 4 よって、地方自治法242条第1項の規定により、必要な措置の請求を行う。

第3 請求者 別紙請求者目録記載のとおり

上記請求者ら代理人弁護士 籠橋隆明 印 白川秀之 印 長谷川鉦治 印

原田彰好 印 間宮静香 印 かな口崇 印 栗山智 印 堀雅博 印 御子柴慎 印

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書添え必要な措置を請求します。

平成17年3月23日

沖縄市監査委員 殿

添付書類 事実証明書1通